

一般社団法人日本カバディ協会 日本代表海外派遣旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「協会」という）が、海外の合宿・遠征等にカバディ日本代表選手及びスタッフを派遣する場合の旅費等に関する事項を定めたものである。

(適用)

第2条 協会理事会により承認されたカバディ日本代表選手及びスタッフに適用する。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費、日当、宿泊費のことをいう。

(旅費の支給・精算)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

- 2 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行日の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、毎月末日又は用件終了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(交通費)

第5条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 交通費は原則として協会が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。
- 3 交通費とは本国を出発し、帰着するまでに要した運賃の事をいう。
- 4 やむを得ない事情により別行動をとった場合の交通費で個人手配が必要な場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。

(日当)

第6条 担当選手及びスタッフに対して食費を含む日当（1日につき定額2,000円）を支給することができる。

(宿泊費)

第7条 宿泊費は原則として協会が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

- 2 やむを得ない事情により個人手配が必要な時の宿泊費は、旅行中の夜数に応じて1泊15,000円を上限とし、その実費を支払う。

(委託・助成事業)

第8条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において旅費の支給を行う場合は、その機関・団体の規定に基づき支給することができる。

(旅費の調整)

第9条 協会専務理事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当ではないと認めるときには、これを減額又は増額することができる。

- 2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

(変更)

第10条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行し、同日より適用する。

附 則〔2021年7月3日改正〕

2021年7月3日の理事会で承認された改正は、同日より施行する。